

だいちゃんレンタル規約

お客様がザ・ハーモニー株式会社（以下「当社」といいます。）が開発する認知症介護パートナーロボットだいちゃん（以下、「だいちゃん」といいます。）のレンタル利用に際し、下記規約条項に同意いただくものといたします。

第1条（総則）

本レンタル規約はお客様と当社との間の、賃貸借契約（以下「レンタル契約」といいます。）について、別に契約書類または取り決め等による特約がない場合は、以下の条文の規定を適用します。

第2条（申込）

レンタル契約を申し込む場合は、本規約を承諾の上、当社ウェブサイト（<https://daichan.life>）にてお申し込みいただきます。当社より申込確認メールが届いた時点からレンタル契約が成立されたものとします。

第3条（返却・遅延損害）

当社所定の契約終了手続を行った場合、10日以内にお客様指定の運送サービスにて当社宛にご返却いただきます。その際にかかる運賃等の費用につきましては弊社の負担とします。尚、レンタル期間満了後もお客様都合によりご返却いただけない場合は、期間延長扱いにさせていただくか、別途遅延損害金をご請求させていただく場合がございます。

第4条（レンタル期間）

レンタル期間の起算日は、当社がだいちゃんを発送して4日後とします。

レンタル期間の終了日は、返却するだいちゃんを、お客様が当社に発送した日とします。

第5条（レンタル料金）

レンタル料金は、お客様がプラン加入時に選択したプランにより決定されます。

だいちゃんの発送、返却にかかる費用は当社負担とします。

第6条（だいちゃんの使用保管）

だいちゃんは、お客様の善良なる管理者としての注意をもって使用・保管し、これに要する費用はお客様の負担となります。また、だいちゃんについて他から強制執行その他、法律的・事実に侵害がないように保全するとともに、仮にそのような事態が生じたときは、直ちにこれを当社に通知し、かつ速やかに事態を解消するものとし、

第7条（だいちゃんの破損）

お客様の故意又は過失により商品を破損、紛失し又は第三者により盗難された場合及び当社への連絡なく返却予定日を経過のうえその返却に応じない場合には、レンタル料金に加え、当社が別途定める当該商品の販売代金に相当する金額をご負担いただきます。また、当社は、当該お客様に対するレンタル料金及び販売代金に相当する金額の請求権を、自らの裁量により第三者に譲渡することができるものとし、お客様は、当該譲渡につき予め異議なくこれを承諾するものとし、

第8条（レンタル契約の解消）

当社は利用者が次の各号のいずれかに該当したときは、通知催告をせずに直ちにレンタル契約を解約することが出来るものとし、

- （1）注文書記載又は申込内容に虚偽があることが判明した場合
- （2）利用者の信用状態が著しく悪化した場合
- （3）本規定に違反した場合

上記解約があった場合、利用者は直ちにだいちゃんを返却し、解約によって生じた一切の損害ならびに債務を負担するものとし、

第9条（禁止行為）

お客様は、だいちゃんについて下記の事項をおこなってはなりません。

- （1）第三者への譲渡・質入・転貸・占有・移転等の行為
- （2）だいちゃんの分解・改造等
- （3）お客様自身での修理

第10条（一般条項）

1. お客様は、本契約によって生じる権利義務を第三者に譲渡してはならないものとします。
2. 本契約の一部が無効で強制力を持たないと判明した場合であっても、本契約の残りの部分は引き続き有効とします。
3. 本契約に関する訴訟は、福岡地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

作成日：2023年01月25日

更新日：